



平成 28 年 8 月 10 日

各 位

会 社 名 ルネサス エレクトロニクス株式会社
代表者名 代表取締役社長兼CEO 呉 文精
(コード:6723、東証第1部)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長 小林 洋一
(TEL. 03-6773-3002)

(変更)「ストックオプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ」の一部変更について

ルネサス エレクトロニクス株式会社(代表取締役社長兼 CEO:呉 文精、以下、当社)は平成 28 年 8 月 10 日の取締役会において、平成 28 年 6 月 28 日付「ストックオプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ」の内容の一部を変更する決議をいたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 変更の理由

新株予約権の行使の条件の一部について、様々な要素を鑑み再度検討を重ねた結果、新株予約権の権利行使日程を下記の通り変更することが最善であるとの判断に到りました。

II. 変更箇所

以下の下線の項目を変更しております。

1. ルネサス エレクトロニクス株式会社 2016 年度新株予約権第 1 号について

(11)その他の新株予約権の行使の条件

(変更前)

- ① 新株予約権者は、原則として、新株予約権を割り当てる日の翌日から 1 年を経過した日から新株予約権を行使することができる。ただし、任期満了による退任等により当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合は、当該地位喪失の日の翌日から 60 日を経過する日まで、新株予約権を行使することができる。

(変更後)

- ① 新株予約権者は、原則として、新株予約権を割り当てる日の翌日から 1 年を経過した日から新株予約権を行使することができる。ただし、任期満了による退任等により当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合は、当該地位喪失の日の翌日から 13 ヶ月を経過する日まで、新株予約権を行使することができる。

2. ルネサス エレクトロニクス株式会社 2016 年度新株予約権第 2 号について

(11)その他の新株予約権の行使の条件

(変更前)

- ① 新株予約権者は、原則として、新株予約権を割り当てる日の翌日から 1 年を経過した日から新株予約権を行使することができる。ただし、任期満了による退任等により当社の執行役員の地位を喪失した場合は、当該地位喪失の日の翌日から 60 日を経過する日まで、新株予約権を行使することができる。

(変更後)

- ① 新株予約権者は、原則として、新株予約権を割り当てる日の翌日から 1 年を経過した日から新株予約権を行使することができる。ただし、任期満了による退任等により当社の執行役員の地位を喪失した場合は、当該地位喪失の日の翌日から 13ヶ月を経過する日まで、新株予約権を行使することができる。

3. ルネサス エレクトロニクス株式会社 2016 年度新株予約権第 3 号について

(11)その他の新株予約権の行使の条件

(変更前)

- ① 新株予約権者は、原則として、新株予約権を割り当てる日の翌日から 1 年を経過した日から新株予約権を行使することができる。ただし、任期満了による退任等により当社の執行役員の地位を喪失した場合は、当該地位喪失の日の翌日から 60 日を経過する日まで、新株予約権を行使することができる。

(変更後)

- ① 新株予約権者は、原則として、新株予約権を割り当てる日の翌日から 1 年を経過した日から新株予約権を行使することができる。ただし、任期満了による退任等により当社の執行役員の地位を喪失した場合は、当該地位喪失の日の翌日から 13ヶ月を経過する日まで、新株予約権を行使することができる。

なお、その他の内容につきましては、変更ございません。

以上